

【西東京市緊急メール配信サービス利用規約】

1 目的

西東京市緊急メール配信サービス（以下「本サービス」という。）は、西東京市から本サービスの利用の登録をした市民等（以下「利用登録者」という。）に対して、西東京市からの情報をお知らせすることを目的としています。

2 概要

- (1) 本サービスは、バイザー株式会社のメール配信 A S P（Application Service Provider）サービスを使用して西東京市が運用・管理しています。
- (2) 利用登録者が希望する配信項目に基づき、電子メールで情報を提供します。
- (3) 本サービスは、インターネットを利用できるパソコン及び携帯電話等に対応しています。
- (4) 本サービスは、全ての利用環境に対して完全な動作を保証しているものではありません。利用登録者の環境及び利用する機器によって、利用できない場合もあります。
- (5) 防災情報及び防犯情報を登録した場合、その情報の性質上、深夜等であっても配信されます。
- (6) 気象庁及び警視庁から配信される情報は、時間を問わず、自動配信いたします。
- (7) 希望する配信項目以外にも、西東京市が特に必要と判断した情報を配信する場合があります。
- (8) 本サービスの利用の登録（以下「利用登録」という。）をもって、利用登録者が本規約に同意したものとみなします。

3 費用

- (1) 利用登録及び利用に必要な電子機器類は、利用登録者自らの費用及び責任において用意してください。
- (2) 本サービスへの利用登録料は無料ですが、利用登録及び情報取得に係る通信料は、利用登録者の負担となります。

4 利用登録

利用登録を希望する者は、本サービスの登録画面に必要事項を入力し登録してください。

5 利用登録の変更・解除

- (1) 利用登録の変更及び解除については、利用登録者が利用変更・解除画面から行ってください。
- (2) メールアドレスを変更した場合は、利用登録者が利用登録解除後、再度新規の利用登録を行ってください。

6 個人情報

- (1) 西東京市では登録された利用登録者の情報（以下「登録情報」という。）の保護について適切に管理します。
- (2) 西東京市が収集する登録情報の範囲は、利用登録者本人のメールアドレス、居住地（町別）及び希望する配信項目です。

- (3) 登録情報は、本サービスの配信を行うための目的以外に利用しません。ただし、メールアドレス以外の情報を本サービス向上のため統計的な資料として利用する場合があります。
- (4) 登録情報の第三者への開示及び提供は行いません。ただし、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）に基づく開示請求があった場合を除きます。
- (5) 利用登録者から自己の登録情報に関する開示請求がなされた場合でも、登録情報と請求者との照合ができないことから、情報の開示ができないことがあります。

7 本サービスの利用停止・終了

本システムに異常が生じた場合は、予告なく利用を停止し、又は終了することがあります。また、西東京市は、利用の停止又は終了により発生した損害に対するいかなる責任も負いません。

8 本サービスの配信停止

利用登録者に次のような状況が発生した場合、本システムによる配信を停止します。また、西東京市は、配信の停止により発生した損害に対するいかなる責任も負いません。

- (1) 利用登録されたメールアドレスに対しての配信が連続して未着となった場合
- (2) 利用登録者が本規約に違反した場合
- (3) 利用登録者の登録内容が虚偽又は誤りであると判断した場合
- (4) その他西東京市が不適切と判断した場合

9 免責事項

- (1) 回線やサーバ混雑等及び利用登録者の環境及び利用する機器によって、配信遅延又は未着などにより生じた全ての損害等について、西東京市は一切責任を負いません。
- (2) 利用登録者が虚偽の登録を行った結果、第三者に対して損害を与えた場合、西東京市は一切責任を負いません。

10 配信する情報の完全性等

西東京市では、正確な情報提供に努めてまいります。内容について完全性及び確実性を保証できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、配信した内容に誤りがあった場合、訂正メールを配信することがあります。

11 著作権

利用登録者は、西東京市の許諾を得ないで、著作権法（昭和45年法律第48号）で定める利用登録者個人の私的利用の範囲を超えて内容の一部又は全部を転載、複製、改変、送信、頒布及び出版等を行うことはできません。

12 その他

- (1) 御意見及び御要望等を含め、西東京市は、送信されたメールへの返信は行いません。
なお、本サービス及び配信されたメールの内容に対するお問い合わせについては、危機管理室まで御連絡ください。
- (2) その他本規約に定めのない事項については、別に西東京市が定めます。

附 則

この規約は、平成24年2月1日から施行します。